



富山市

屋外広告物ガイドブック

ルールとモラルでつくる魅力的な景観

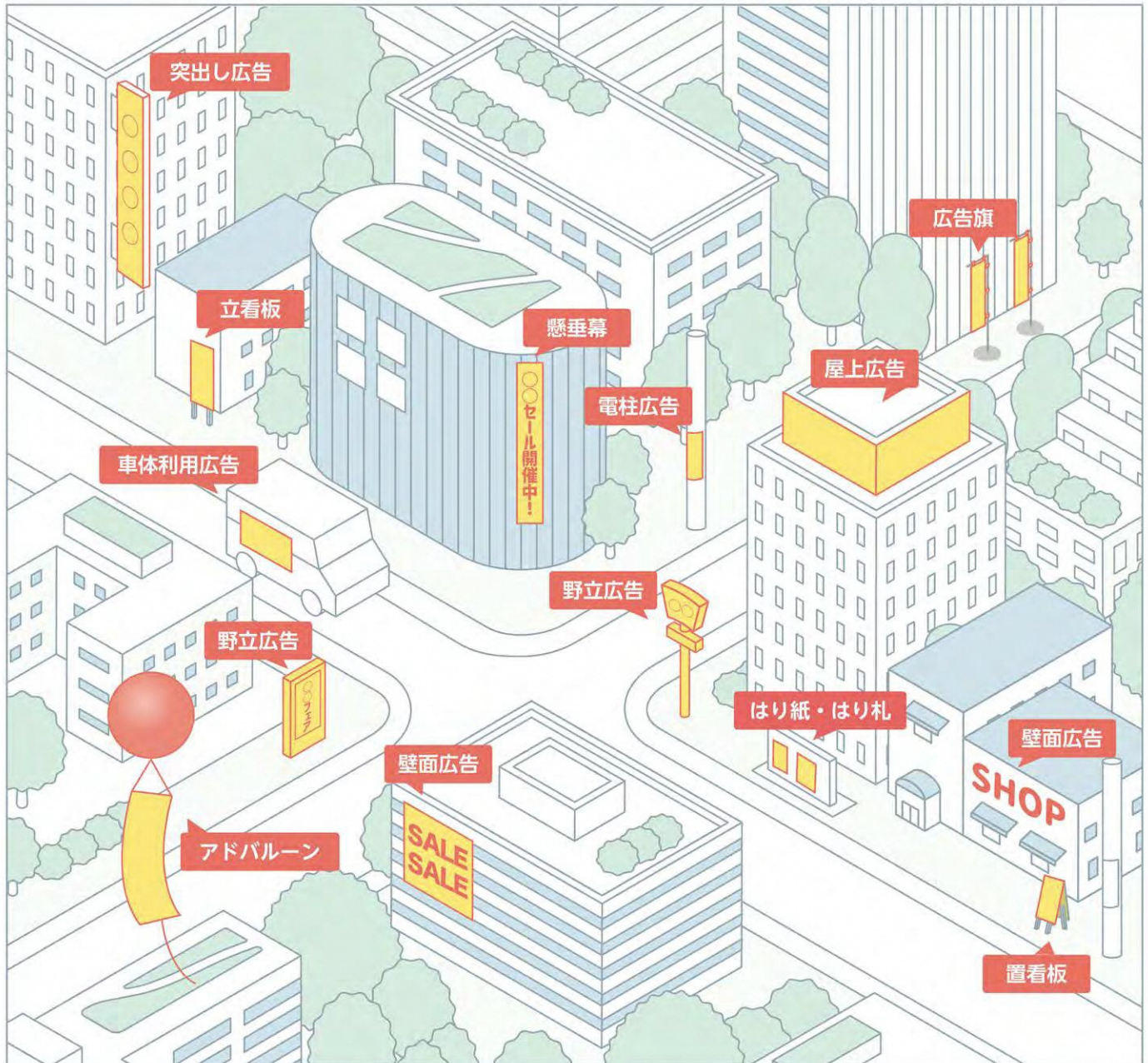
T O Y A M A



屋外広告物とは？

- (1) 常時又は一定の期間継続して
- (2) 屋外で
- (3) 公衆に表示されるものであって
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※商業広告だけでなく具体的なイメージや観念を表しているもの（文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなど）も、上記（1）～（4）のすべての条件を満たしていれば、表示する内容に関わらず、屋外広告物となります。



■ 屋外広告物は景観を構成する重要な要素です

広告物は良好な景観の形成に寄与することもあれば、逆に景観を障害する要因にもなりかねません。周辺のまち並み等と調和し、美しい景観を形成する広告物となるよう、工夫や配慮をお願いします。

■ 表示・設置にはルールがあります

屋外広告物を表示・設置する場合は、地域に応じた許可基準及び規制に適合させるとともに、市長の許可を受ける必要があります。また、許可期間満了後も引き続き表示・設置する場合は、許可期間の更新手続きが必要です。

表示・設置の前に必要な手続き等

事前確認

3～15P 参照 >

屋外広告物の表示ができる地域か、どのような手続きが必要かなど確認してください。
また、地域に応じた許可基準及び規制を確認してください。

富山市屋外広告物規制概要図

13・14P 参照

で許可基準及び規制を確認することができます。

事前相談

16P 参照 >

計画がまとまったら、担当窓口へご相談ください。
許可基準への適合について確認し、必要な手続きを案内します。

許可申請

16P 参照 >

許可申請に必要な書類を作成し、メール（PDF・9MBまで）で申請してください。
書類審査後、手数料の納付書を交付しますので、金融機関にて納付してください。

許 可

※申請から許可までの期間は1ヵ月程度かかります。
余裕をもって申請手続きを行ってください。

表示・設置してから必要な手続き等

着工・完成

維持管理・点検

設置者・管理者を変更する

設置者（管理者）変更届

広告物を変更する

変更許可申請

許可期間満了後、引き続き表示・設置する

更新許可申請

表示・設置をやめる

除却届

17P 参照 >

屋外広告物の管理者・点検者となるには資格が必要な場合があります。

近年、全国的に老朽化等による落下・倒壊事故が発生しており、公衆への危害を防止する観点から、令和4年4月1日より屋外広告物管理者及び点検者の資格要件を定めました。対象となる広告物を設置する場合は、有資格者に管理・点検を依頼してください。

対象となる
広 告 物

野立広告、屋上広告、突出し広告、壁面広告（建物壁面に直接塗装または光を投影したものは除く）、停留所添架広告

資 格 要 件

屋外広告士、点検技能講習修了者、屋外広告物講習会修了者、屋外広告業登録者、建築士、電気工事士、電気主任技術士、職業訓練指導員等（帆布製品、広告美術）

事前確認

広告物の区分

自家用広告物	自己の氏名、名称、店名又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所等に表示・設置する広告物
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示・設置する広告物
自家用広告物以外の広告物 (一般広告物)	自家用広告物及び管理用広告物以外の広告物

地域区分

富山市屋外広告物規制概要図

13・14P参照

富山市内全域が、「禁止地域」又は「許可地域」に区分されています。

禁止地域では、原則として広告物を表示・設置することはできません。ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば表示・設置することができます。

許可地域では、原則として市長の許可を受けた広告物を表示・設置することができます。

第1種禁止地域

(風致地区・保安林など)

歴史的景観の保全が必要な地域や自然景観等の保全が必要な地域



例

文化財保護法で指定する地域、風致地区、緑地保全地域、生産緑地地区、市民農園、保安林、自然環境保全地域など

第2種禁止地域

(住宅地・公園など)

住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域や市長が良好な景観形成の必要のために指定する区域



例

第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、都市公園、緑地、
市長が指定する禁止区域 など

市長が指定する禁止区域

- 鉄道等のうち市長が指定する区間、道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域(条例第3条第9号及び10号)
 - 県道富山笹津線のうち市道島田友杉線への出口から市道萩原黒瀬線の交差点までの区間、市道萩原黒瀬線の全区間及び県道富山環状線の市道萩原黒瀬線の交差点から同心橋詰までの区間並びに当該各区間の道路敷境界線から両側100メートル以内の区域
 - 県道富山空港線の全区間及び当該区間の道路敷境界線から両側200メートル以内の区域
- 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域(条例第3条第13号)
 - 富山駅の付近の地域
 - 富山駅北口交通広場
 - 富山空港の付近の地域

第1種許可地域

(市街化調整区域など)

田園景観等に配慮すべき地域



例

禁止地域、第2種許可地域以外の地域

第2種許可地域

(商業・工業地域など)

良好な景観と経済活動の利便との調和に配慮すべき地域



例

第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域以外の用途地域の定めのある地域

※そのほか、特定の地域や広告物に適用される規則 「案内誘導目的の広告物(10P参照)」、「高速道路等沿線規制(10P参照)」、「広告物景観形成地区(11・12P参照)」があります。

禁止物件

次のような物件は、地域に関係なく原則として広告物を表示・設置することはできません。

- 道路標識、信号機、歩道柵及び防護柵並びに里程標
- 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
- 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 電柱、街灯柱及びその他の電柱類
- 煙突及びガスタンク、水道タンク及びその他のタンク
- (はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に限る)
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- 石垣及び擁壁
- 富山県景観条例の規定により指定されたふるさとの記念物
- 街路樹及び路傍樹
- 富山市景観まちづくり条例の規定により指定された景観まちづくりの宝物
- 銅像、神仏像及び記念碑
- 火災報知機、消火栓及び火の見やぐら

禁止広告物

次のような広告物は、地域に関係なく表示・設置することはできません。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 道路標識又は信号機に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- 道路の見通しを妨げ、交通の安全を阻害するおそれのあるもの



適用除外

次のような広告物は、許可を受けずに表示・設置することができます。

- 道路標識など法令の規定により表示するもの
- 公職選挙法に基づく選挙運動のために使用するポスターや立札
- 冠婚葬祭又は祭礼等の一時的なもの
- 講演会、展覧会、音楽会などのため会場敷地内に表示されるもの
- 自家用広告物で、住所等 1 箇所ににつき広告物の表示面積の合計が次の基準を満たすもの。
(ただし、許可基準 (5P 以降) に適合するものであること)

地域区分	住所等 1 箇所の表示面積の合計	
	はり紙、はり札等、立看板等、広告旗	左記以外の広告物
第 1 種禁止地域	あわせて 5㎡以下	
第 2 種禁止地域	あわせて 7㎡以下	
第 1 種許可地域	10㎡以下	10㎡以下
第 2 種許可地域	10㎡以下	10㎡以下

- 管理用広告物であり、次の基準を満たすもの (ただし、蛍光塗料を使用しないものであること)。

① 1 管理地に表示する広告物	表示面積の合計が 10㎡以下であり、かつ設置位置から広告物の上端までの高さが 4 m 以下であること。
② 1 管理物件に表示する広告物	表示面積の合計が、広告物の表示の方向から見た場合における建築物、工作物その他の物件の外郭線内を 1 平面とみなした場合のその面積の 1/5 以下であり、かつ 10㎡以下であること。

関連法令

- 建築基準法 高さが 4 m を超える屋外広告物に関しては工作物の建築確認申請が必要
- 道路法 道路上及び中空に表示する屋外広告物には道路占用の許可が必要
- 都市計画法 表示する場所によって、地区計画等の届出などが必要
- 景観法・富山市景観まちづくり条例 一定規模を超える建築物の建築・外観の修繕及び塗装等を行う際に必要

その他にも、表示する場所によって、手続きが必要な場合があります。不明なときは事前に確認してください。

許可基準

広告物を表示・設置するには、地域に応じて以下の基準及び規制に適合しなければなりません。

すべての広告物に
適用される基準

共通基準

5～7P 参照

個別基準

7・8P 参照

総量基準

8P 参照

※許可期間が1月以下のものは、
総量基準は適用されません。

特定の地域や広告物に適用される規制

案内誘導目的の広告物

10P 参照

指定道路等（15P 参照）の沿線に設置する自家用広告物以外の広告物は規制があります。

高速道路等沿線規制

10P 参照

北陸自動車道および北陸新幹線沿線に設置する広告物は規制があります。

広告物景観形成地区

11・12P 参照

良好な広告物の新設・改修等を図ることが特に必要な区域で、独自の規制があります。

富山市屋外広告物規制概要図

13・14P 参照

にて地域を確認してください。

共通基準

- 「富山市景観まちづくり計画」に定める広告物の表示及び掲示物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。

位置

周辺環境や景観資源との調和に配慮し、眺望を遮ったり、まち並みを乱す位置への設置は避けましょう。

立山連峰や呉羽丘陵、田園などの眺めを遮る位置や、周辺のまち並みから突き出すような位置、富山城のように地域を特徴づける建築物をはじめとした景観資源付近には広告物の設置を避け、富山市らしい眺望景観を阻害しないことが大切です。そのために、計画段階からいろいろな視点からの眺望を調査したうえで設置位置を検討する必要があります。



周囲のまち並みや自然景観等との調和を図った形態・意匠となるよう努めましょう。

- ・商店街、オフィス街等の市街地では、まち並みを構成している建築物と調和する大きさ、表示方法に配慮しましょう。
- ・歴史的な風情のあるまち並みでは、伝統的様式を取り入れた家屋に調和するように、金属・プラスチック材等の近代的材料の使用を避け、木質で意匠を工夫するなどの配慮をしましょう。
- ・自然が豊かな地域では、周辺の自然景観となじむような形態・意匠に配慮しましょう。

形態・意匠

屋外広告物を設置する建築物等との一体的な形態・意匠となるよう努めましょう。

広告物の表示方法を工夫し、建築物本体との間に色彩や形態の共通性を持たせると、まとまりのある外観となり、建築物全体の雰囲気向上します。



屋上広告物の高さは、原則として、広告物の幅を超えないようにしましょう。

屋上広告物の高さが高すぎると、広告が目立つ反面、建築物と不釣り合いになり、周辺の景観を損なう場合があるため、屋上広告物は横長を基本とし、できる限り高さを抑える必要があります。

必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめましょう。

建物と比較して大きすぎたり、数が多かったりすると、まちなみが乱雑になります。広告物をできるだけ小さくする工夫や複数の広告物をできるだけまとめるなどの工夫が必要です。



複数の広告物は、コンパクトに集約するよう努めましょう。

特にテナントビルでは、複数の壁面広告や突出広告がバラバラに配置されると、乱雑な印象を与えてしまいます。ビルオーナーが一括管理したり、テナント間で連携するなどして、統一感を持たせましょう。



発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとしましょう。

夜間照明等は、間接照明や効果的なスポット照明を使用するなど、落ち着いた夜間景観の形成に配慮することが大切です。

全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行ないましょう。

企業のコーポレートカラーやロゴマークなどを全国で統一したデザインとすることは重要な戦略ですが、設置される場所によっては不釣り合いになる場合があります。最近は地域に応じた特別仕様のデザインを導入するなど、周辺の景観に配慮されている例も増えてきており、景観に配慮している企業ということで企業イメージの向上にもつながっています。

建築物の外壁や周辺の建築物等の環境との調和を図るとともに、隣接する広告物は同色系とするなど相互の調和を図りましょう。

建築物と広告物、または、広告物どうしの色彩や明度・彩度が異なると、全体的なまとまりがなく、違和感のある色彩となる場合があるため、建築物と広告物の色彩計画は一体的に検討する必要があります。



使用する色数を抑えるとともに、高彩度の色は面的な使用は避けましょう。

最も大切にしたい色彩以外は無彩色としたり、高彩度色はアクセントとして部分的に使用することで、企業イメージを保ちながらも周囲の景観に対して優しい表現になります。



耐久性・耐候性のある素材を使用するよう努め、経年による汚れ・劣化・破損等により景観の質が低下しないよう配慮を行いましょう。

広告物の素材は、設置後、経年により汚れ、破損、劣化等で景観の質が低下してきます。長い目で見た外観の美しさを保つことが大切です。耐久性、耐候性、劣化性等を配慮し、メンテナンスが容易な素材の選定に配慮する必要があります。

デジタルサイネージは、過剰に注意を引かないよう落ち着いた表現とし、信号交差点付近への設置は避けましょう。

明るさ(輝度)や動光、点滅が過剰であったり、音が出る仕様の場合は、周辺環境に光害などの様々なトラブルを引き起こす可能性があります。また、人の目に留まりやすい信号交差点付近への設置は、交通の安全を阻害する可能性があるため避けましょう。

※令和5年10月1日以降に設置された広告物等に適用されています。

支持物は、目立たないように、形状、色彩、意匠等を工夫しましょう。

表示部以外の部分のデザインはおざなりにされがちですが、支柱部や支柱足元は、特に歩行者の目には入りやすいものです。表示部との調和を考慮し、適切な塗装、装飾等を施しましょう。



形態・意匠

色彩

素材

光・音・動き

その他

色彩基準

第1種禁止地域に表示・設置する広告物及び許可地域に表示・設置する自家用広告物以外の広告物は、表示面積の1/2を超えて、彩度8*を超える色彩を使用しないこと（9Pに掲げる広告物を除く）。

*マンセル表色系におけるもの。

蛍光塗料を使用しないこと。

照明基準

広告物に照明装置を添加する場合は、次の基準を満たすこと（9Pに掲げる広告物を除く）。

地域区分	自家用広告物	自家用広告物以外の広告物
第1種禁止地域 第2種禁止地域	点滅および回転禁止	
第1種許可地域		点滅および回転禁止
第2種許可地域	屋上を利用する広告物であって、禁止地域と隣接する敷地で禁止地域との境界線から50m以内に設置するものに添加される照明は点滅禁止 ※禁止地域から展望できないものを除く。	



- 下線部の用語の考え方については、15Pを参照してください。
- **色彩基準** **照明基準** については、7Pを参照してください。
- 広告物が道路上に突き出す場合は、別途道路占用許可が必要です。
- その他の広告物の許可基準は、9Pを参照して下さい。

自家用広告物		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
建築物から独立したもの 塀・柵等に表示・設置するものを含む。		広告物の高さ：4 m以下 色彩基準あり 照明基準あり	広告物の高さ：6 m以下 照明基準あり	広告物の高さ：10 m以下 表示面積： 1 基あたり 30㎡以下	広告物の高さ：10 m以下 表示面積： 1 基あたり 50㎡以下
建築物を利用するもの	屋上を利用するもの	設置不可	広告物の高さ： 地盤面から設置位置までの高さの1/2以下かつ2 m以下 照明基準あり	広告物の高さ： 地盤面から設置位置までの高さの1/2以下かつ4 m以下 照明基準あり	広告物の高さ： 地盤面から設置位置までの高さの1/2以下かつ4 m以下 照明基準あり
	壁面を利用するもの	広告物の高さ：6 m以下 ※ビル名称（商標、ロゴ、施設名称に準ずるものに限る）を除く 色彩基準あり 照明基準あり	壁面ごとの表示面積の合計： 壁面積の1/5以下又は10㎡以下 照明基準あり	壁面ごとの表示面積の合計： 壁面積の1/5以下又は20㎡以下	壁面ごとの表示面積の合計： 壁面積の1/5以下又は30㎡以下
	建築物から突き出すもの	壁面からの突き出し幅：1.5 m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと 色彩基準あり 照明基準あり	壁面からの突き出し幅：1.5 m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと 照明基準あり	壁面からの突き出し幅：1.5 m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと	

自家用広告物以外の 広告物		第1種禁止地域 第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域
建築物から 独立したもの 塀・柵等に表示・設置するもの を含む。		設置不可	<p>指定道路等（15P参照）の境界から 100 m以内では、原則設置不可</p> <p>※ 案内誘導目的の広告物のみ可 10P参照</p> <p>色彩基準あり 照明基準あり</p> <p>上記以外の場所 広告物の高さ：6 m以下 表示面積：1基あたり20㎡以下 かつ1面10㎡以下</p> <p>色彩基準あり 照明基準あり</p>	<p>広告物の高さ：8 m以下 表示面積：1基あたり20㎡以下か つ1面10㎡以下</p> <p>色彩基準あり</p>
建築物を利用するもの	屋上を 利用するもの	設置不可	<p>広告物の高さ：地盤面から設置位置までの高さの1/2以下かつ2 m以下</p> <p>色彩基準あり 照明基準あり</p>	
	壁面を 利用するもの	設置不可	<p>壁面ごとの表示面積の合計：壁面積 の1/5以下または10㎡以下</p> <p>色彩基準あり 照明基準あり</p>	<p>壁面ごとの表示面積の合計：壁面積 の1/5以下または10㎡以下</p> <p>色彩基準あり</p>
	建築物から 突き出すもの	設置不可	<p>壁面からの突き出し幅：1.5 m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を 超えないこと</p> <p>色彩基準あり 照明基準あり</p>	<p>壁面からの突き出し幅：1.5 m以下 広告物の上端は、取付壁面の上端を 超えないこと</p> <p>色彩基準あり</p>



総量基準



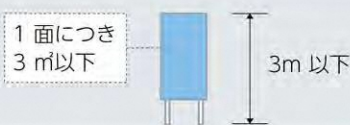
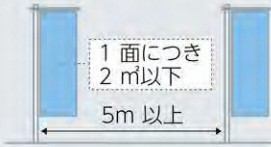
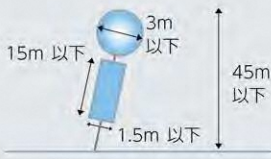
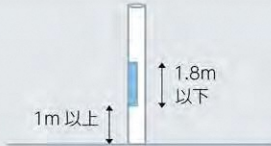



住所等1箇所につき広告物の表示面積の合計（以下、「総量」という）は以下の表の面積を超えてはいけません。

地域区分	住所等1箇所の敷地面積				
	1500㎡未満	1500㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 4500㎡未満	4500㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
第1種禁止地域	10㎡以下				
第2種禁止地域	30㎡以下				
第1種許可地域	50㎡以下	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	300㎡以下
	自家用広告物以外の広告物は上記のうち、30㎡以下				
第2種許可地域	100㎡以下	150㎡以下	200㎡以下	300㎡以下	500㎡以下
	自家用広告物以外の広告物は上記のうち、30㎡以下				

※許可期間が1月以下のものは、総量に含まない。

その他の広告物の許可基準

※禁止地域では自家用広告物以外の広告物は設置できません。

はり紙	<p>(1) 表示面積は、1枚につき1㎡以下であること。 (2) 同一物件に連続して表示しないこと。 (3) 表示する物件に直接のり付けしないこと。</p>		
はり札等	<p>(1) 表示面積は、1枚につき1㎡以下であること。 (2) 同一物件に連続して表示しないこと。</p>		
立看板等	<p>(1) 広告物の高さは、3m以下であること。 (2) 表示面積は、1面につき3㎡以下であること。 (3) 同一物件に連続して表示しないこと。</p>		
広告旗	<p>(1) 表示面積は、1面につき2㎡以下であること。 (2) 道路境界線から5m以内の場所に設置する場合は、その相互間の距離が5m以上であること（住所等1箇所につき設置される本数が4本以下の場合を除く）。</p>		
アドバルーン	<p>(1) 広告物を高揚させる気球の直径は、3m以下であること。 (2) 広告物の長さは15m以下であり、かつ、幅は1.5m以下であること。 (3) 設置箇所から気球の先端までの垂直距離は、45m以下であること。</p>		
電柱広告	柱に直接塗装又は巻付けにするもの	<p>(1) 赤色、黒色又は黄色の地色を使用しないこと。 (2) 柱1本につき、1個又は1対とすること。 (3) 広告物の長さは、1.8m以下であること。 (4) 地盤面から広告物の下端までの高さは、1m以上であること。</p>	
	柱にそで付けにするもの (広告物景観形成地区は除く)	<p>(1) 赤色、黒色又は黄色の地色を使用しないこと。 (2) 柱1本につき、1個とすること。 (3) 広告物の長さは1.2m以下であり、かつ、出幅は0.6m以下であること。 (4) 歩道又は民地側へ向けるものであること。</p>	
消火栓標識利用広告	<p>(1) 白色又は淡色の地色を使用すること。 (2) 標識1本につき、1個とすること。 (3) 広告物の大きさは、縦0.4m以下であり、かつ、横0.8m以下であること。 (4) 突き出しの方向は、標識と同一方向であること。</p>		
車体利用広告	都市の景観と調和のとれたものであること。		
停留所添加広告	バスの停留所の上屋に添加し表示するもの	<p>(1) 運転者に直接訴求しないと認められる面へ表示するものであること。 (2) 表示面積は、1面につき2㎡以下であること。</p>	
	上記以外のもの	<p>(1) 1停留所につき、2面以下とすること。 (2) 表示面積の合計は、各表示面の面積の1/3以下であること。</p>	

※横断幕は道路占用許可に準ずること。

※懸垂幕、置看板は、その表示・設置する位置に応じて7・8Pの基準に準ずること。

特定の地域や広告物に適用される規制

案内誘導目的の広告物

※ 指定道路等(15P 参照)の境界から 100 m 以内では、自家用広告物以外の広告物は、次の規制があります。

◆ 表示できる内容等

- ・表示内容は事業所や営業所等の名称又はその事業所等に至るまでの距離や方向のみ。
- ・主要な道路からの分岐点付近への設置は、必要最小限とすること。

◆ 基準

- ・地盤面から広告物の上端までの高さは 4 m 以下であり、かつ、表示面積は 1 面につき 4㎡以下 (図 1)。
- ・1 基に複数の広告物を設置する場合は、地盤面から最上部の広告物の上端までの高さは 6 m 以下、かつ、表示面積は 1 面につき 6㎡以下 (図 2)。

◎案内誘導目的の広告物を計画するときは、表示内容、設置箇所について必ず事前に担当窓口へ相談してください。



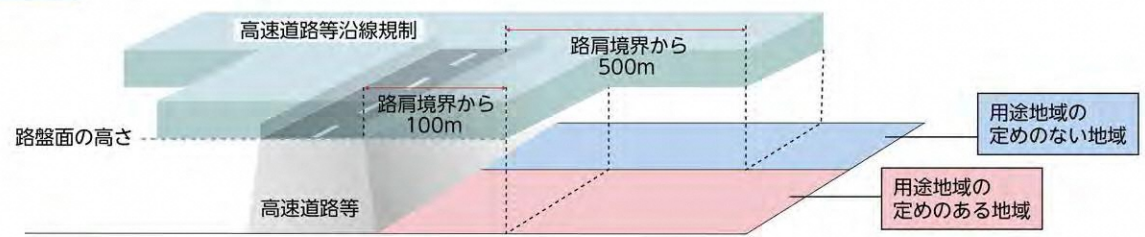
高速道路等沿線規制

北陸自動車道及び北陸新幹線 (以下、「高速道路等」という) 沿線では、路盤面の高さを超えて表示・設置する広告物は、次の規制があります。

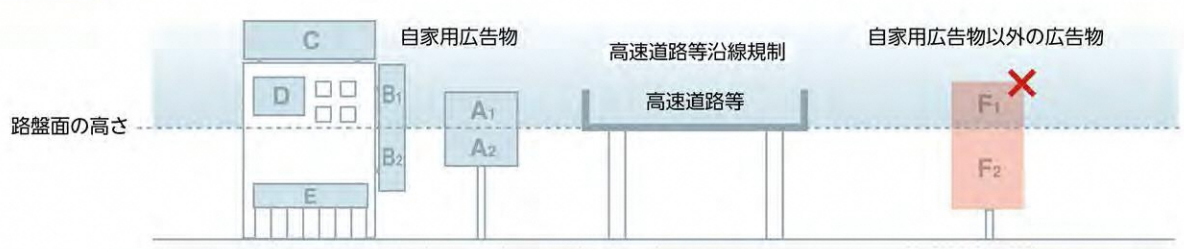
表示・設置する地域	規制対象範囲	規制内容	
		自家用広告物	自家用広告物以外の広告物
用途地域の定めのある地域	【鉛直方向】 路盤面の高さを超える部分 【水平方向】 路肩境界から 100 m	15㎡以下	表示できません
用途地域の定めのない地域	【鉛直方向】 路盤面の高さを超える部分 【水平方向】 路肩境界から 500 m		

※高速道路等から展望できない広告物を除く。

規制対象範囲



規制内容



- $A_1 + B_1 + C + D \leq 15 \text{ m}^2$
- $A_1 + A_2 + B_1 + B_2 + C + D + E$ がこれらを表示・設置する地域の許可基準に適合する。

- F1 は表示・設置できない。
- F2 がこれらを表示・設置する地域の許可基準に適合する。

広告物景観形成地区

中心市街地地区周辺を「中心市街地地区広告物景観形成地区」として指定し、平成 28 年 10 月 1 日から当該地区の道路上へ突出す広告物を原則禁止しています。

許可基準

	広告物の種類	基準
広告物景観形成地区 許可の基準	① 突出し広告：建築物から突き出すもの (下記図①参照)	道路に突き出さないこと。 (市長が認めるものは除く)
	② 野立広告：建築物から独立したもの (下記図②参照)	
	③ 電柱広告：電柱にそで付けするもの (下記図③参照)	道路に突き出さないこと。

対象となる広告物のイメージ

① 突出し広告

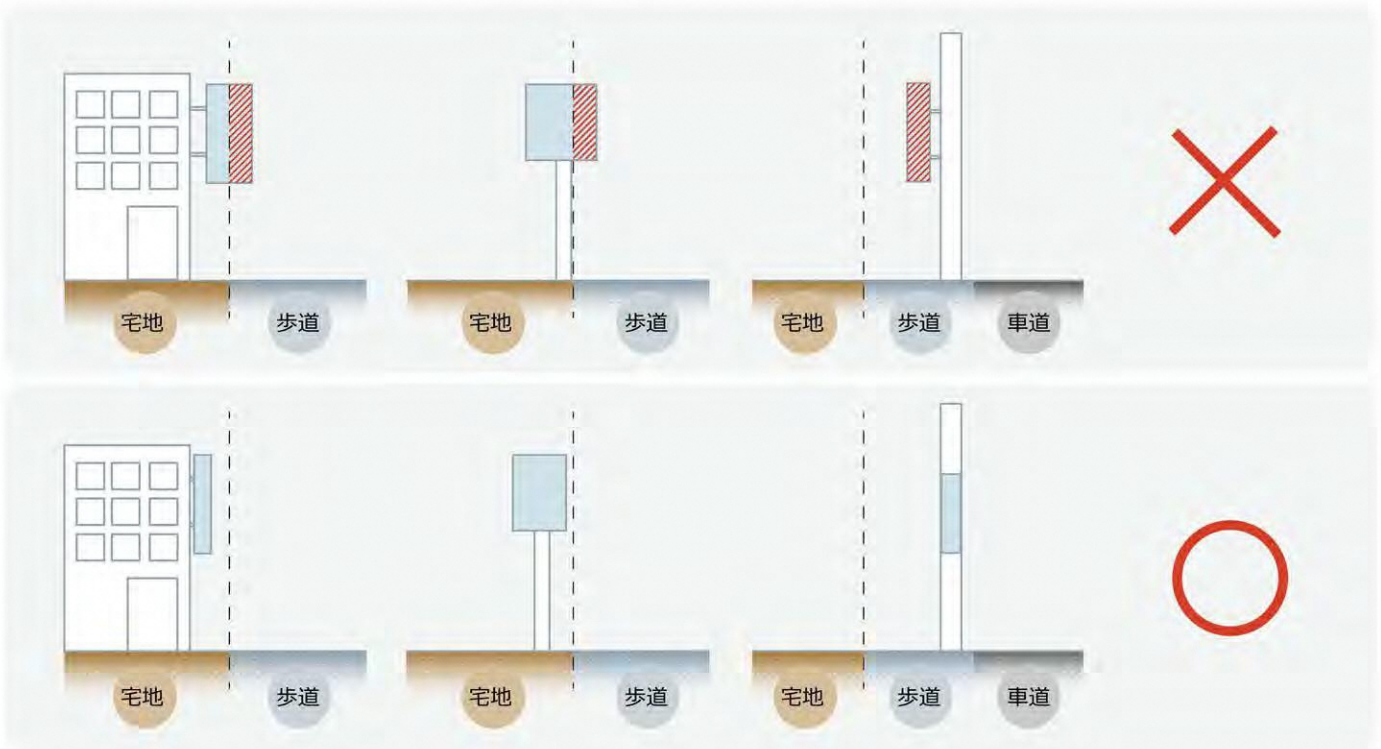
※建築物から道路上に突き出すもの

② 野立広告

※建築物から独立し、道路上に突き出すもの

③ 電柱広告

※そで付けなど道路上に突き出すもの

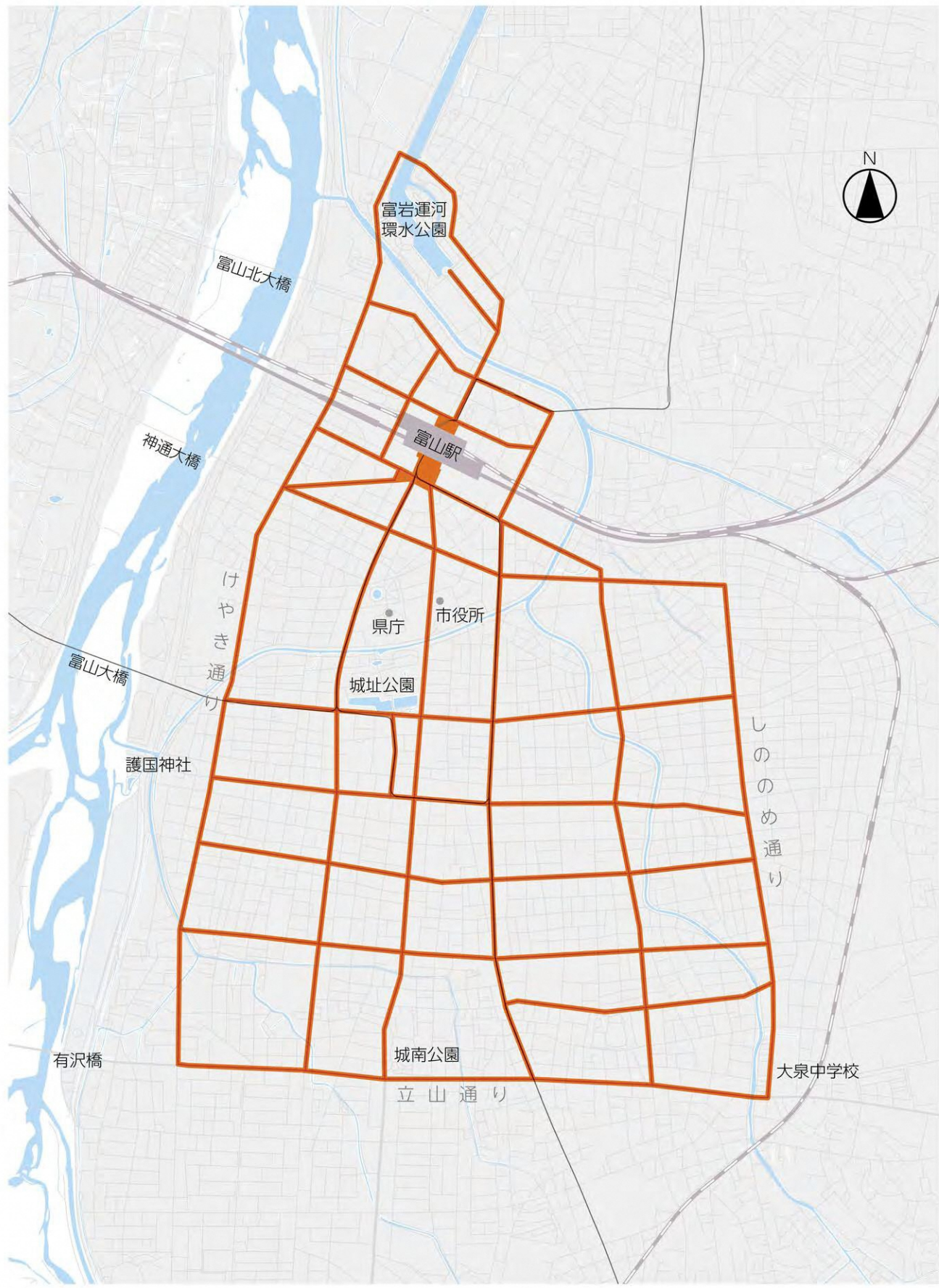


経過措置期間について

平成 28 (2016) 年 9 月 30 日以前に許可を受けた屋外広告物又は住所一箇所の表示面積が適用除外の基準を満たすため許可の必要がなかった屋外広告物で、この基準に適合しないものに従前の基準を適用する「経過措置期間」は、令和 8 (2026) 年 9 月 30 日までです。速やかに現行基準に適合する改修等をお願いします。

指定地区について

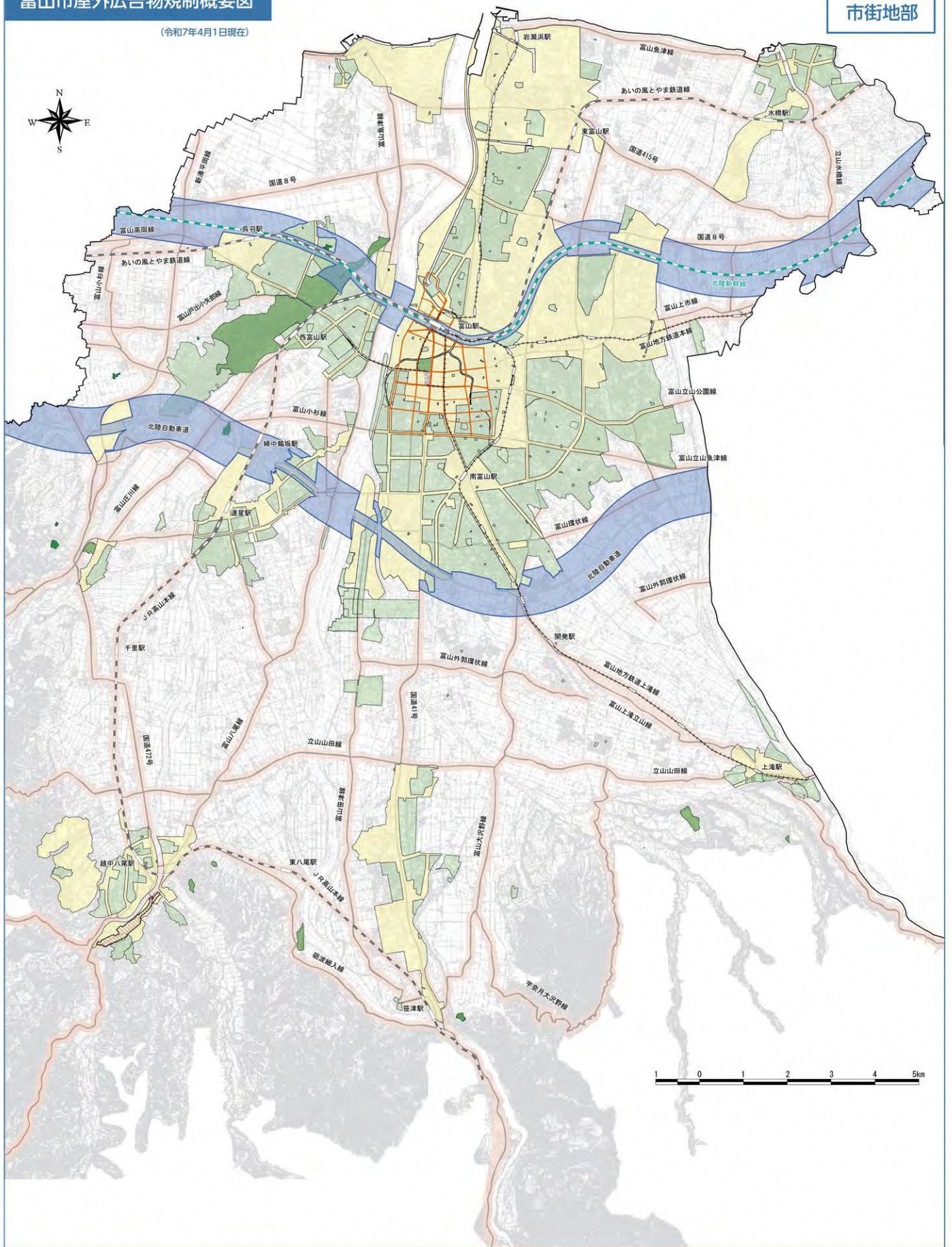
中心市街地地区広告物景観形成地区：富山市中心市街地周辺の主要道路（下図の道路等の範囲約 35km）



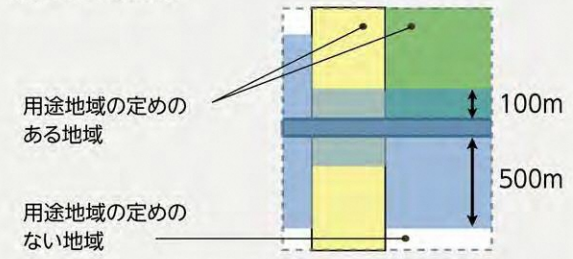
富山市屋外広告物規制概要図

(令和7年4月1日現在)

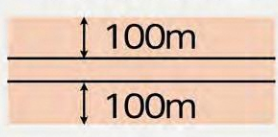
市街地部



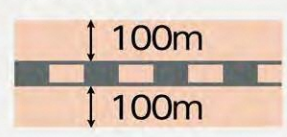
北陸自動車道沿線及び
北陸新幹線沿線



一般国道及び主要県道沿線



鉄道沿線



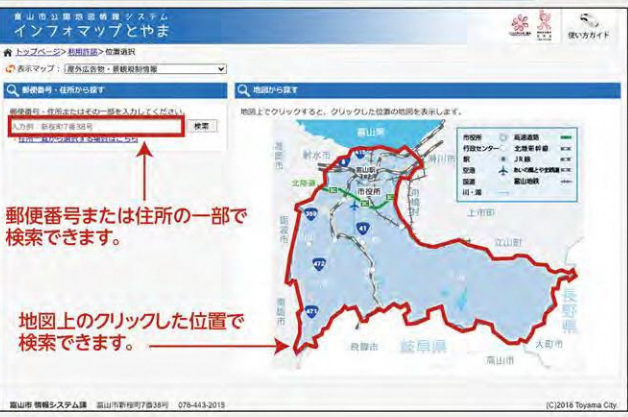
— 広告物景観形成地区 (中心市街地地区)

- 第1種禁止地域** 風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区 など
 - 第2種禁止地域** 第一・二種低層住居専用地域 第一・二種中高層住居専用地域 市長が指定する区域 など
 - 第1種許可地域** 許可地域のうち、用途地域の定めのない地域
 - 第2種許可地域** 許可地域のうち、用途地域の定めのある地域
 - 高速道路等沿線規制区域** ※高速道路又は新幹線から展望できないものは規制対象外
 - 景観まちづくり推進区域** ※景観計画によって指定された区域。詳細はお問い合わせください。
- 自家用広告物以外の広告物で建築物から独立した広告物が設置できない地域
指定道路等(15P 参照)の境界から100m以内の地域(第2種許可地域を除く) ※案内誘導目的の広告物を除く

屋外広告物規制情報の確認方法



※スマートフォンサイトはこちら



用語の考え方

広告物の高さ

◆建築物から独立したもの、壁面を利用するもの

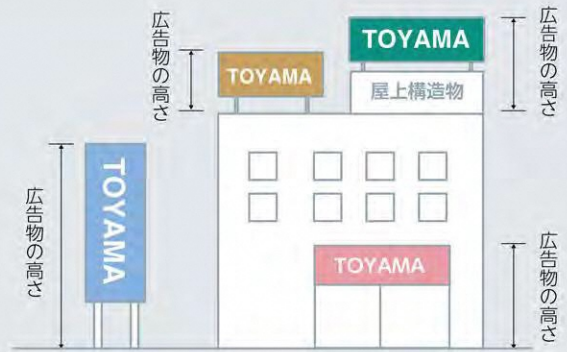
地盤面から広告物の上端までの高さを指します。

◆屋上を利用するもの

設置位置から広告物の上端までの高さを指します。

ただし、屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔など）の上に広告物を設置する場合は、屋上構造物の高さを広告物の高さに算入します。

※屋上構造物の水平投影面積の合計が建築物の建築面積の1/8を超え、かつ広告物が屋上構造物の壁面の延長面から突き出していない場合を除く。



表示面積

◆広告板に表示している広告物

広告板の面積を指します。(図1)

◆壁面等に直接塗装又は切り文字を付加している広告物

当該文字又は記号の外郭線内の面積を指します(図2)。

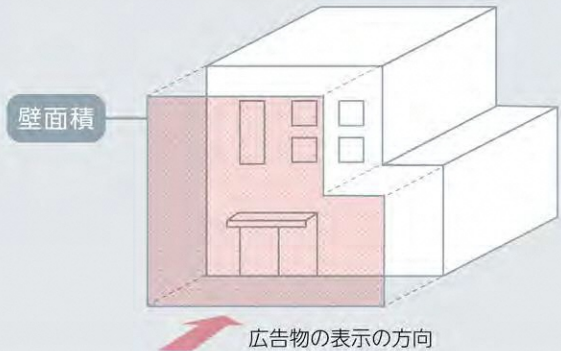
ただし、文字又は記号の間隔が1文字分以下の場合、その間隔も表示面積に含まれます(図3)。



壁面積

広告物の表示の方向から見た場合における壁面の外郭線内を1平面とみなした場合その面積を指します。

※開口部を含む



指定道路等

次の道路、鉄道、軌道を指します。

一般国道							鉄道・軌道	
8号	41号	359号	360号	415号	471号	472号	あいの風 とやま鉄道線	JR 高山本線
主な県道							富山地方鉄道 本線	富山地方鉄道 不二越・上滝線
富山魚津線	富山立山魚津線	富山上市線	富山立山公園線	富山八尾線	富山戸出小矢部線	立山水橋線	富山地方鉄道 立山線	富山地方鉄道 富山軌道線
富山停車場線	砺波細入線	富山港線	小杉婦中線	立山山田線	新湊平岡線	富山上滝立山線		
富山高岡線	上市北馬場線	富山環状線	富山庄川線	富山小杉線	富山大沢野線	宇奈月大沢野線		
富山外郭環状線	富山笹津線						富山地方鉄道 富山港線	

事前相談

良好な景観の形成のためには、計画段階から広告物の種類や大きさだけでなく景観への配慮について検討することが大切です。そのため、屋外広告物の表示・設置にあたっては、各種手続きの前に「事前相談」を行ってください。事前相談では、許可基準への適合の確認や必要な手続きを案内するほか景観まちづくり計画（5・6Pの共通基準）に基づき景観面やデザイン面で配慮すべき点について、担当職員が助言を行います。また、必要に応じて、専門家に意見を聴き、助言を求めることができます。

（富山市景観まちづくりアドバイザー派遣制度）

特に、景観に大きな影響を与える大規模な屋外広告物を表示・設置される場合や、景観まちづくり推進区域内において屋外広告物を表示・設置される場合は、余裕をもって事前相談を行ってください。

事前相談に必要な書類

- 許可申請時に必要な添付書類（下記参照）

許可申請

許可申請に必要な書類

- 屋外広告物許可申請書（様式第1号）

添付書類

- 付近見取図、敷地配置図
- 広告物の意匠図（色彩はマンセル値で表記すること）、構造図
- 建築物の高さ、壁面積を示す図面
- 建築物と広告物との位置関係を示す図面
- 送付先等一覧
- 敷地内に他の広告物が表示・設置されている場合は、他の広告物の敷地配置図・現況図等
- 屋外広告物管理者の資格を証する書類
- 広告物を表示・設置する場所の所有者又は管理者の同意書等
- 他の法令の規定により許可、認可等を必要とするときは、これらがあったことを証明する書類
- その他市長が必要と認める書類

※必要な様式は富山市のホームページからダウンロードできます。

『富山市ホームページ→トップページ→ページ番号検索から【NO.1006701】で検索→【様式チェックリスト】』

大規模な屋外広告物及び景観まちづくり推進区域内に表示・設置される屋外広告物の場合

- チェックリスト
- 現況写真
- 完成予想図



許可期間

広告物の種類	許可期間
野立広告、屋上広告、壁面広告、突出し広告、停留所添加広告	3年
掲出装置を利用して表示される懸垂幕、電柱広告、消火栓標識利用広告、置看板、車体利用広告	1年 （※）
はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、建物その他の工作物等に直接表示される懸垂幕、横断幕、アドバルーン	1月

（※）管理者・点検者が有資格者（2Pに掲げる者）である場合は、3年とすることができる。

許可申請手数料

広告物の種類	算定方法
野立広告、屋上広告、壁面広告、突出し広告、停留所添加広告、置看板、車体利用広告	照明あり： 10㎡ごとに2,770円 照明なし： 3㎡ごとに810円
懸垂幕、横断幕、アドバルーン	照明あり： 10㎡ごとに2,770円 照明なし： 10㎡ごとに420円
立看板、広告旗	1個につき270円

※その他の広告物の手数料については、担当窓口へお問い合わせください。

広告物を表示・設置する者の義務

許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の証票を貼り付けておかなければなりません。

管理義務

表示・設置した広告物は、広告物の管理者を定め、補修や必要な管理を怠らないようにし、安全かつ美しい状態を維持しなければなりません。

除却義務

広告物を設置する必要がなくなったときや、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、広告物を除却しなければなりません。また、除却したことを市長に届け出る必要があります。

許可の更新

許可期間の満了後も引き続き広告物を表示・設置する場合は、更新の許可を受けなければなりません。



許可の証票

次の場合は、許可申請や届出が必要です

	提出書類
<p>広告物の設置者や管理者が変更となった場合</p>	<p>●屋外広告物設置者（管理者）変更届（様式第14号）</p> <p>添付書類 屋外広告物管理者の資格を証する書類（必要な場合のみ）</p>
<p>許可を受けた広告物を変更する場合</p>	<p>●屋外広告物変更等許可（確認）申請書（様式第7号）</p> <p>添付書類 （下記参照）</p>
<p>許可期間満了後も、引き続き広告物を表示・設置する場合（＝更新許可申請をする場合）</p>	<p>●屋外広告物許可申請書（様式第1号）</p> <p>●屋外広告物安全点検報告書（様式第6号の2）</p> <p>●許可期間の満了前3ヶ月（許可期間が1ヶ月以内のものは満了前7日以内の状況を示すカラー写真）</p> <p>添付書類 （下記参照）</p>
<p>広告物を除却した場合</p>	<p>●屋外広告物除却届（様式第10号）</p> <p>添付書類 除去したことがわかる書類（写真等）</p>

添付書類

- 付近見取図、敷地配置図
 - 広告物の意匠図（色彩はマンセル値で表記すること）、構造図
 - 建築物の高さ、壁面積を示す図面
 - 建築物と広告物との位置関係を示す図面
 - 敷地内に他の広告物が表示・設置されている場合は、他の広告物の敷地配置図・現況図等
 - 送付先等一覧
 - 広告物を表示・設置する場所の所有者又は管理者の同意書等
 - 他の法令の規定により許可、認可等を必要とするときは、これらがあったことを証明する書類
 - 屋外広告物管理者の資格を証する書類
 - その他市長が必要とする書類
- ※添付書類の一部は省略できる場合があります

「広告主」にも義務があります

広告主は自己の広告物が条例の規定に違反しないように必要な措置を講じる義務があります。例えば、自己の営業敷地外にある貸看板に広告物を表示するなど、屋外広告業者に広告物の表示を委託している場合であっても、同じく義務が発生しますので、市が発行した許可通知書の写しを委託業者に求めるなどして、その広告物が市長の許可を受けていることを確認してください。また、広告物の許可期間は最長3年間ですので、更新の許可を受けているか定期的に確認することも必要です。

なお、広告物が条例の規定に違反して表示されていることが明らかになった場合は、広告主に対して行政指導を行いますので、広告物の改修や移設、表示の中止を委託業者に依頼するなど、広告主は必要な対応を行う義務があります。



安全対策

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック（2024.06版）」
 (出典：一般社団法人日本屋外広告業団体連合会 <https://nikkoren.or.jp/>)



※スマートフォンサイトはこちら

違反広告物に対する措置

許可等の取り消し

市長は、許可を受けた者が許可の条件に違反したとき、違反に対する措置に従わないとき、虚偽の申請により許可を受けたときは、許可を取り消すことができます。

違反広告物の除却

市長は違反広告物について除却等の措置を命ずることができます。また、違反広告物のうち「はり紙」「はり札等」「立看板等」「広告旗」は、市長又はその命じた者もしくは委任した者が除却することが認められています。

勧告・公表

市長は、違反広告物の広告主や設置者等に対して除去等の勧告を行うことがあります。除去等の勧告に従わない場合は、広告主や設置者等の氏名等を公表することができます。

立ち入り検査

市長は、必要な限度において、広告主又は広告物の管理者に対し報告や資料の提出を求め、または市の職員に広告物に関係のある土地又は建物に立ち入り検査させることができます。

屋外広告業の登録制度について

富山市内で「屋外広告業」を営む場合は、**市に登録が必要**です。登録業者は、営業所ごとに業務主任者を設置し、屋外広告物の適正な表示に努めなければなりません。

屋外広告物を表示・設置しようとするときは、必ず登録業者に依頼してください。登録業者の一覧は、担当窓口または市ホームページで閲覧することができます。

※県の登録とは別に、市への登録が必要です。

屋外広告業の登録制度についての詳細は、担当窓口へお問合せください。

お問合せ先
富山市活力都市創造部景観政策課 屋外広告物係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL:076-443-2109 FAX:076-443-2190

E-mail:keikan@city.toyama.lg.jp

URL <https://www.city.toyama.lg.jp>



2026年3月発行

※スマートフォンサイトはこちら

